

松山－ソウル線女子旅魅力発信事業仕様書

1 目的

平成 30 年 11 月から増便となる松山 - ソウル線のさらなる認知度向上を図るため、同路線を利用したオリジナルの女子旅（エステ、グルメ等）を体験してもらい、タウン情報誌や戸別フリーペーパー、SNS 等への記事掲載によりその魅力を発信する。

2 事業期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）までとする。

3 業務内容

（1）女子旅の実施

①対象者

若年層（18 歳～29 歳）や女性を主要なターゲットとし、松山-ソウル線の認知度向上、渡航意欲の喚起に効果的な人物を選定すること。（例：韓国への旅行に関心が高く、SNS 等でネットワークを構築し、自ら積極的に情報発信を行うような人物。）

②渡航先・コース

松山-ソウル線を往復利用し、2 泊 3 日又は 3 泊 4 日を基本とする。

渡航先での訪問地については、渡航意欲を喚起するようなオリジナルのモデルツアープランを造成すること。

（2）広報宣伝

上記（1）で実施した旅行の様子や「初めての海外旅行応援キャンペーン」の紹介、路線運航状況等タイムリーな情報を、若年層・女性等に対し訴求力のある記事広告として編集・作成の上、愛媛県内で広く浸透している雑誌・フリーペーパー等の媒体に掲載するとともに、ウェブサイト、SNS 等での展開を図ること。

（3）その他

女子旅の実施内容及び広報宣伝実績を書面にて報告すること。また、動画を作成した場合、DVD に収録し納品すること。

4 著作権の取扱い

- （1）本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- （2）受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- （3）第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

5 その他の留意事項

- （1）本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- （2）詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- （3）委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。

- (4) 本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度松山空港利用促進協議会と受託者とで協議のうえ決定すること。